

長久手市景観条例

令和2年10月2日
条例第32号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 景観まちづくり（第6条—第11条）
- 第3章 景観計画に係る行為の規制等（第12条—第14条）
- 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第15条—第18条）
- 第5章 表彰（第19条）
- 第6章 景観審議会（第20条—第25条）
- 第7章 指導監督（第26条—第28条）
- 第8章 雑則（第29条）

附則

別表

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市の特色ある多様な景観を守り、育み、創造するとともに、市、事業者及び市民の責務を明確にし、それぞれが主体的かつ協働の景観まちづくりを推進するための基本となる事項その他まちづくりについて必要な事項を定め、本市らしい景観まちづくりを行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び次に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち、建築物並びに広告物及び広告物を掲出する物件以外のもので次に掲げるものをいう。
 - ア 鉄塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、アンテナその他これらに類するもの

- イ 擁壁、柵及び塀
- ウ 高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの
- エ 橋りょう、歩道橋その他これらに類するもの
- オ 太陽光を電気に変換する設備（以下「太陽光発電設備」という。）
- カ その他規則で定めるもの

(3) 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の規定を遵守するとともに、景観形成に関する基本的、かつ、総合的な施策を策定し、魅力ある景観の保全と創出に努めるものとする。

2 市は、国若しくは他の地方公共団体又はこれらに準じる団体に対し、この条例の遵守について、特段の配慮を求めるものとする。

3 市は、良好な景観の形成に関する施策の策定及び実施に当たって、事業者及び市民に様々な情報を提供するとともに、事業者及び市民の意見等が反映されるよう努めるものとする。

4 市は、事業者及び市民が行う景観づくりに対して、技術面等での支援に努めるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、自らの業務が景観の形成に影響を与えるものであることを認識し、土地利用等事業活動の実施に当たっては、専門的知識、経験等を活用し、良好な景観の形成に積極的に寄与するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、自らが景観を形成する主体であることを認識し、良好な景観の形成に積極的に寄与するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 景観まちづくり

(景観計画)

第6条 市長は、法第8条第1項の規定に基づく景観計画を定めるものとし、景観計画には、法第8条第2項各号に掲げるもののほか、景観まちづくりに関する施策その他市長が必要と認める事項を定めるものとする。

(景観計画への適合)

第7条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に適合させなければならない。

(景観形成重点地区の指定)

第8条 市長は、景観計画区域の中で特に重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認める地区を景観形成重点地区として指定することができる。

2 市長は、景観形成重点地区を対象とした景観形成に関する計画を地区ごとに定めるものとする。

(景観計画の変更)

第9条 市長は、景観計画を変更しようとするときは、あらかじめ事業者及び市民の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、第20条に規定する長久手市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観まちづくり団体の認定)

第10条 法第11条第2項の規定に基づく条例で定める団体は、主として、景観計画区域内の一団の土地の区域（以下この条において「活動区域」という。）に住所を有する者又は活動区域の土地所有者等（以下「住民等」という。）で構成し、かつ、活動区域の景観まちづくりを自主的に行う団体として市長の認定を受けたもの（以下「景観まちづくり団体」という。）とする。

2 前項の認定の申請は、規則で定めるところにより、その団体の代表者が行うものとする。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その団体が次に掲げる要件を備えていると認めるときは、第1項の認定をするものとする。

(1) 規約を定めていること。

(2) その団体の活動が活動区域における景観まちづくりを行うことを目的としていること。

(3) その団体の活動区域が客観的に明らかなものとして定められていること。

- (4) その団体の活動が活動区域の財産権を不当に制限するものでないこと。
- (5) その団体の運営が民主的に行われるものであること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件に該当するものであること。

4 景観まちづくり団体は、活動区域の良好な景観を保全し、及び形成するために、活動区域の景観まちづくりの方針及び整備計画を策定するよう努めなければならない。

5 前項の景観まちづくりの方針及び整備計画を策定するに当たっては、住民等の総意に基づくよう配慮するとともに、本市の景観計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

(景観まちづくり団体の認定の取消し)

第11条 市長は、景観まちづくり団体が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の認定を取り消すことができる。

- (1) 前条第1項の認定の取消しを申し出たとき。
- (2) 前条第3項各号に規定する要件を具備しなくなったとき。
- (3) 解散したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により前条第1項の認定を受けたとき。

2 市長は、前項（第3号を除く。）の規定により前条第1項の認定を取り消したときは、遅滞なく、その理由を付して、その旨を当該認定を取り消した団体の代表者に通知しなければならない。

第3章 景観計画に係る行為の規制等

(条例で定める届出を要しない行為)

第12条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、別表第1左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表右欄に掲げる規模等に該当しない行為とする。

(届出の添付図書)

第13条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号に規定する条例で定める図書は、長久手市美しいまちづくり条例

（平成17年長久手町条例第8号）第7条第1項に該当する場合には同条例第8条第1項の協定書の写しとする。

(特定届出対象行為)

第14条 法第17条第1項に規定する条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号の届出を要する行為とする。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の指定等の手続)

第15条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定しようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、あらかじめ第20条に規定する長久手市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、指定した旨その他規則で定める事項を告示するものとする。

3 前2項の規定は、法第27条第1項又は第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。この場合において、第1項中「ときは、同条第2項に定めるもののほか」とあるのは、「ときは」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第1項の規定は、法第19条第3項に規定する建造物に該当するに至ったときにおける法第27条第1項の規定による景観重要建造物の指定の解除については、適用しない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第16条 法第25条第2項に規定する条例で定める景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 修繕は、原則として修繕前の外観を変更しないように行うこと。
- (2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- (3) 敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の保全のため必要な措置を講ずること。

(景観重要樹木の指定等の手続)

第17条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定しようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、あらかじめ第20条に規定する長久手市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、指定した旨その他規則で定

める事項を告示するものとする。

3 前2項の規定は、法第35条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。この場合において、第1項中「ときは、同条第2項に定めるもののほか」とあるのは、「ときは」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第1項の規定は、法第28条第3項に規定する樹木に該当するに至ったときにおける法第35条第1項の規定による景観重要樹木の指定の解除については、適用しない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第18条 法第33条第2項に規定する条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 剪定、下草刈りその他の必要な管理を行うこと。
- (2) 病虫害の駆除その他の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の保全のため必要な措置を講ずること。

第5章 表彰

(表彰)

第19条 市長は、景観まちづくりに特に寄与するものと認める建築物又は工作物の所有者、設計者その他の関係者を表彰することができる。

2 市長は、景観まちづくり団体その他景観まちづくりに著しく貢献していると認める団体等を表彰することができる。

第6章 景観審議会

(設置)

第20条 市長は、景観まちづくりに関し必要な事項を調査審議するため、長久手市景観審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第21条 審議会は、市長の諮問に応じて、この条例によりその権限に属させられた事項並びに良好な景観の形成及び屋外広告物に関する事項を調査審議する。

(組織)

第22条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第23条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 公募による者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長)

第24条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第25条 会長は、必要に応じて、諮問事項に関する専門的な調査又は検討を行わせるため、審議会に部会を設置することができる。

2 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

第7章 指導監督

(助言又は指導)

第26条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行った者に対し、景観計画に定める行為の制限に関する事項に適合するよう必要な助言又は指導をすることができる。

(勧告又は命令)

第27条 市長は、法第16条第3項、第17条第1項若しくは第5項、第23条第1項、第26条、第32条第12項又は第34条の規定による勧告又は命令をしようとする場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(勧告に従わない場合の措置)

第28条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が、良好な景観の形成のために必要な措置をとらないと認めるときは、当該勧告を受けた者に係る次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 当該勧告に係る行為の内容及び場所
- (3) 当該勧告の内容

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第8章 雑則

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条から第19条まで及び第26条から第28条までの規定は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 法第16条第1項各号に掲げる行為のうち、前項ただし書に規定する施行の日から30日を経過する日までの間に着手したものについては、法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為とみなす。

(長久手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 長久手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年長久手村条例第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

別表第1 (第12条関係)

行為の区分		規模等	
建築物	新築、増築、改築又は移転	高さが10メートルを超えるもの 又は建築面積が500平方メートルを超えるもの	
	外観の変更を伴う修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが10メートルを超えるもの 又は建築面積が500平方メートルを超えるものであって、かつ、各立面の変更部分の見付面積が当該立面の見付面積の3分の1を超えるもの	
工作物	新設、増築、改築若しくは移転、外観の変更を伴う修繕若しくは模様替又は色彩の変更	電気供給又は通信に伴う鉄塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、アンテナその他これらに類するもの	高さが15メートルを超えるもの 又は建築物と一体となって設置されるものは、その高さが5メートルを超え、かつ、当該建築物の高さとの合計が15メートルを超えるもの
		擁壁、柵及び塀	高さが5メートルを超えるもの
		高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの	高さが5メートルを超えるもの
		橋りょう、歩道橋その他これらに類するもの	延長が10メートルを超えるもの

太陽光発電設備の設置又は交換	太陽電池モジュールの合計面積が1,000平方メートルを超えるもの
都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく許可を必要とする開発行為	開発行為をする土地の区域の面積が1,000平方メートルを超えるもの